

2009年11月4日

消費者庁政策調整課 御中

消費者庁の今後の取組（工程表）（素案）に関する意見

日本生活協同組合連合会

消費者庁の今後の取り組みに関しては、「くらしの安全・安心の実現」をめざす生活協同組合としても大いに期待しております。「消費者・生活者を主役とする社会」の実現に向けて、消費者庁の今後の取組（工程表の策定とその運用）については以下の補強が必要と考えます。

1．事故情報データベースについて（項目1．事故情報の収集・集約体制の整備
項目3．事故情報の公表）

事故情報データベースについては、消費者庁設立前の国民生活審議会「消費者安全に関する検討委員会」に案が示されましたが、その後の準備状況の進展について明らかにされていません。国民生活審議会に以前示された事故情報データベース案には、事故情報の収集や公表の在り方について改善すべき点が多く見受けられたことから、日本生協連もメンバーである全国消費者団体連絡会PLオンブズ会議で意見書を提出し、警察・消防等のデータベースへの参画やデータベース登録・検索画面の改善を求めるなど、消費者のくらしの安全・安心に資するシステムとなるよう改善を求めてきました。システムは一度スタートすると改善が困難であることから、事故情報データベースの試行運用前に現時点での案を消費者委員会に示し、修正すべき点について対応を行った上で試行運用をスタートするべきと考えます。

なお、食品事故情報の提供にあたっては、消費者の不必要な不安をあおらないよう関連情報をつけるなど、消費者の冷静な対応につながるような工夫を求めます。

2．消費者庁のホームページについて（項目3．事故情報の公表 項目15．消費者庁、国民生活センター等の体制 など）

消費者庁のホームページは、「新着情報」欄はレベルの違う情報が混在して掲載されている、「ご利用別目的メニュー」欄は課ごとのタテ割りで分野が切られている、内閣府時代のホームページとの整理が進んでいないなど、利用者にとって分かりにくいものとなっています。消費者に身近な組織として情報提供機能は重要であり、テーマ・トピックごとに情報を整理するなど、分かりやすいホームページへの改善を要望します。

3．地方消費者行政活性化基金について（項目4．地方消費者行政・消費生活相談体制の充実）

地方消費者行政活性化基金は、地方自治体での積極的・効果的活用がなかなか進んでいません。この要因としては、既存の相談員の人件費に基金を充てることができないなど、基金の活用要件である管理運営要領が制約となっていることが挙げられます。消費者行政経費の大半が人件費に関わる費用であることを踏まえ、管理運営要領の再改訂が不可欠と考えます。管理運営要領の再改訂については大臣のリーダーシップのもと、関係省庁との協議を含めた早急な対応が必要です。また、各自

治体の活性化計画や本年度の事業計画は迅速にホームページ上で公表し、特徴的な取り組みを積極的に広報すべきと考えます。これらについても工程表に盛り込むべきです。

4．消費者ホットラインについて（項目4．地方消費者行政・消費生活相談体制の充実）

消費者ホットラインについて、工程表素案には「11月上旬を目途に全国で本格実施」と明記されていますが、周知が不十分な状況であり、消費者庁としての広報対応の強化が必要です。なお、現状の仕組みのもとでは、消費者が電話をかけるたばにつながる相談窓口が変わりうる設計となっており、運用上の混乱が予想されますので、そうした事態への対処も必要と考えます。

5．地方消費者行政担当職員の専門性強化について（項目4．地方消費者行政・消費生活相談体制の充実）

工程表素案では、相談員については独立の項目が設けられているのに対し、地方消費者行政担当職員に関する記述は「執行を担う地方の人材強化」のみとなっています。地方消費者行政の充実強化に向けては、相談員・職員ともに専門性強化を図ることが不可欠です。職員の専門性強化に向けては、法執行部門だけでなく、消費者相談・消費者教育・広報啓発・消費者団体支援など、消費者行政の総合的視点を持ちながら専門性強化を図っていくべきと考えます。

6．消費者教育について（項目8．消費者教育の推進）

消費者教育の推進は重要課題ですが、これまでも内閣府では「消費者教育の体系化」に向けての調査・研究・提言に取り組み多数の報告書をまとめてきたほか、内閣府もメンバーである「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」にて消費者市民教育も検討課題として挙げられるなど、多様な場で検討が重ねられてきています。また、消費者教育の学習ツールもこれまで各省庁や関係機関で多数作成されていますが、現場で十分に活用されていないという課題があります。消費者庁での消費者教育の推進方策の検討は、これまでのこうした研究成果を生かす形で取り組み、案の検討の段階から具体的実践を重ね改善につなげていくことが重要です。

7．消費者団体への支援策について（項目9．消費者団体への支援）

工程表素案では、「適格消費者団体」「消費者被害の情報収集等を行う消費者団体」への支援策検討についての言及はありますが、消費者団体一般については今年度内の「消費者団体との意見交換会等」の記述にとどまっています。適格消費者団体や「消費者被害の情報収集等を行う消費者団体」以外の団体も、消費者を代表した立場での政策提言・より広い消費者への消費者教育等の機能を担っており、こうした団体への支援策検討の追加が必要です。

具体的には、たとえば消費者団体が行う消費者教育・広報啓発等の活動への事業委託が考えられますが、行政が民間委託を行う際にしばしば見られる「行政コストの削減」という視点が先に立ち、消費者団体の活動が疲弊するような事態となれば本末転倒です。消費者団体の育成という視点を持ちながら、持続・発展につながる額での委託とすること、裁量度の高い運用にすることが必須です。

また、適格消費者団体への支援について、工程表素案では平成22年度以降の対

応予定とされていますが、直ちに検討を開始し、財政支援につなげる必要がありますと
考えます。

8．消費者基本計画について（項目 11．消費者基本計画の改定）

工程表素案に示されている通り、平成 22 年度以降の消費者基本計画については
今年度内に策定することが必要ですが、来年度以降も施策の進捗に応じて柔軟に見
直しをかけられるよう予定しておくべきと考えます。なお、消費者基本計画は、消
費者庁・消費者委員会が他省庁の施策に対して消費者視点でチェックできる重要な
ツールであり、消費者庁内でその趣旨を共有しておくことが重要と考えます。

9．消費者庁の食品安全行政への関わり方について（項目 12．消費者の利益の擁 護及び増進に関する法律への関与の在り方 または 項目 15．消費者庁・国民生 活センター等の体制）

このたび、消費者庁では特定保健用食品など健康食品をめぐる制度のあり方につ
いて検討会を設けるとのことです。今般の花王エコナ問題は、食品中に新たに見
つかった危害要因に対する対応（行政としての判断、事業者の対応と説明責任、リ
スク評価の結論が出るまでに時間がかかる場合の措置のあり方等）、申請時の評
価を含めた特定保健用食品制度そのものの課題、今回のような事態での消費者
庁・消費者委員会のとるべきスタンス（消費者の視点に立つとはどういうことか）、
など様々な課題を浮き彫りにしました。

今回、消費者庁は健康増進法に基づく再審査手続きに入る方針をいったん表明し
ましたが、リスク評価と密接に関係する今回のようなケースにリスク管理機関であ
る消費者庁がどう関わるべきなのか、リスクアナリシスに基づく食品安全行政とい
う大原則から見て、消費者庁はリスクコミュニケーション含め食品安全行政にどの
ように関わるべきなのか、といった点について、早急な論点整理が必要です。その
うえで、消費者庁とリスクアナリシスに関わる他省庁（農林水産省・厚生労働省・
環境省等のリスク管理機関、リスク評価機関としての食品安全委員会）との関係性
の明確化が必要と考えます。

10．消費者庁と消費者委員会の協力のあり方について（項目 15．消費者庁・国民 生活センター等の体制 消費者委員会関係）

消費者委員会については、工程表素案では附則・附帯決議が列挙されているにと
どまり課題がスケジュール化されていませんが、消費者委員会での附則・附帯決議
の検討は、実質的には消費者庁での各課題の検討状況とリンクしていくことになり
ます。

本来、消費者委員会は消費者庁や各省庁を監視する機能を持っていますが、消費
者委員会の事務局体制が十分でない現状を踏まえれば、地方消費者行政の実態調査
など消費者庁と重なる部分については、消費者庁・消費者委員会が協働して対応す
ることが重要です。消費者委員会の運営にあたり、判断を行う際などの独立性が担
保されることは当然のことですが、消費者委員会の附則・附帯決議の検討や日常の
運営において消費者庁と作業が重なる部分については、消費者庁と消費者委員会
が協力して対応することが必要と考えます。以上の趣旨から、消費者庁と消費者委
員会の協力のあり方についても工程表に盛り込み、検討すべきと考えます。

以上